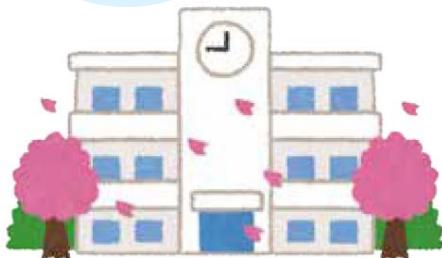


令和
7年度

就学援助制度



大阪市では、経済的に困られている家庭の保護者の方に、学校教材費・校外活動費などの援助を行っています。

どんな援助が受けられるの？

区分	入学準備補助金 (定額) ※新1・7年生が対象	学校教材費 校外活動費 (実費)	修学旅行費 林間・臨海学習費 (実費)
小学校	57,060円 (令和6年度実績額)	・計算ドリル代 ・副読本(教科ワークブック)代 ・遠足代 ・調理実習費	・宿泊費 ・交通費 ・入場見学費 ・傷害保険料
中学校	63,000円 (令和6年度実績額)	など	など

※ 上記以外に、給食費、通学費、医療費などがあります。

※ 入学準備補助金は、小・中・義務教育学校の新1年生、義務教育学校の新7年生が対象です。

また、認定日が4月2日以降の場合や他制度により同趣旨の経費が支給されている場合は対象外です。

※ 実費の詳細については、お子さまの通っている学校へお問合せをお願いします。

どんな人が対象となるの？

- 市民税が非課税の方
 - 児童扶養手当の支給を受けている方
 - 経済的に困っており、所得基準額以下の方
 - 国民年金保険料を減免された方
 - 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方
 - 生活保護を受けている方
- など

どのようにして申請するの？

援助を希望される方は、別途、配付する申請書に必要事項を記入のうえ、必要な書類を添付して、お子さまの通われる小・中・義務教育学校に提出してください。毎年度申請が必要となります。

※ 年度当初から制度を利用いただくための申請期限は **令和7年6月30日（月曜日）まで**

※ 制度の詳細については、別途、配付する「令和7年度就学援助制度のお知らせ」

または、右側のQRコードから大阪市ホームページにてご確認ください。





～よくあるご質問～

Q1 入学準備補助金は、保護者に直接支給されますか？

A1 入学準備補助金は、保護者に直接支給します。

その他の学校教材費などは、保護者の同意に基づき、学校徴収金（児童費・生徒費会計）に充てますので保護者への支給はありません。

ただし、認定結果の通知前にお支払いいただいた金額は、認定後にお返しします。

Q2 就学援助を受けていることを他の家庭に知られませんか？

A2 審査結果の通知は、教育委員会から申請書に記載いただいた住所宛てに保護者の方へ郵送します。申請書を提出したこと、認定や受給についても他の人に知られないよう十分配慮しております。

Q3 「きょうだい」がいますが、申請はそれぞれに必要ですか？

A3 小学校・中学校など、「きょうだい」が別の学校に通学される場合、通学される学校ごとに申請が必要です。

Q4 昨年の収入は多かったのですが、今は失業中で困っています。どうしたらいいですか？

A4 原則、令和6年中の所得で審査しますが、主たる生計維持者が失業（自己都合は除く）や傷病などにより収入が減少した場合は、令和7年中の見込所得により審査することができます。詳細については、学校または下記のお問合せ先までご相談ください。

【お問合せ先】

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）

電話 06-6115-7653 ファックス 06-6115-8170